

## 平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、4つの財政指標「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を算定して公表することを義務付けています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	12.3%	102.0%

### 【健全化判断比率】

#### 1 実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等の赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。実質赤字がない場合（負の数値）は、「—」が表示されます。

<早期健全化基準> 11.25% <財政再生基準> 20.0%

（単位：千円）

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一般会計	3,992,925
	電気事業経営記念基金会計	424
	土地区画整理清算金会計	5
	母子・寡婦福祉資金貸付金会計	△2,871
	公債管理事業会計	0
合 計 ①		3,990,483
標準財政規模 ②		161,865,285
実質赤字比率 $(-1 \times ①) \div ②$		— (△2.46%)

#### 2 連結実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模における全会計を対象とした赤字の割合で、正の数値が赤字の割合を示します。実質赤字がない場合（負の数値）は、「—」が表示されます。

<早期健全化基準> 16.25% <財政再生基準> 30.0%

（単位：千円）

会 計 名	実質収支額又は資金不足・剰余額
一般会計等	3,990,483
競輪事業会計	274,221
国民健康保険事業会計	1,447,704
簡易水道事業会計	3,332
農業集落排水事業会計	1,608
清掃工場発電事業会計	250,626
駐車場事業会計	102
介護保険事業会計	174,402
介護保険サービス会計	137
中央卸売市場事業会計	72,175
後期高齢者医療事業会計	250,598
病院事業会計	5,212,504
水道事業会計	15,185,382
下水道事業会計	4,295,555
合 計 ①	31,158,829
標準財政規模 ②	161,865,285
連結実質赤字比率 $(-1 \times ①) \div ②$	— (△19.24%)

### 3 実質公債費比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合を示し、3か年平均で表します。

＜早期健全化基準＞ 25.0%      ＜財政再生基準＞ 35.0%

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成22年度	平成21年度
元利償還金 ①	35,206,245	36,030,016	36,441,843
準元利償還金 ②	13,411,062	13,346,787	12,542,990
①又は②に充てられる特定財源 ③	9,655,195	8,913,979	8,869,293
算入公債費及び算入準公債費の額 ④	23,350,342	22,511,566	22,421,504
標準財政規模 ⑤	161,865,285	161,688,035	159,078,169
実質公債費比率(単年度) ((①+②) - (③+④)) ÷ (⑤-④)	11.27082%	12.89820%	12.94780%
<b>実質公債費比率(3か年平均)</b>	<b>12.3%</b>		

### 4 将来負担比率

地方公共団体の標準財政規模における一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方公社や第三セクター等の負債を含む)の割合を示します。

＜早期健全化基準＞ 400.0%

(単位：千円)

項目	平成23年度
地方債の現在高 ①	401,642,148
債務負担行為に基づく支出予定額 ②	19,509,648
公営企業債等繰入見込額 ③	96,711,318
組合等負担等見込額 ④	1,418,093
退職手当負担見込額 ⑤	45,989,039
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	2,546,753
連結実質赤字額 ⑦	0
組合等連結実質赤字負担見込額 ⑧	0
<b>将来負担額 ⑨ (①～⑧の合計)</b>	<b>567,816,999</b>
充当可能基金 ⑩	36,114,785
充当可能特定収入 ⑪	86,094,788
基準財政需要額算入見込額 ⑫	304,268,546
<b>充当可能財源等 ⑬ (⑩～⑫の合計)</b>	<b>426,478,119</b>
標準財政規模 ⑭	161,865,285
算入公債費等の額 ⑮	23,350,342
<b>将来負担比率 (⑨-⑬) ÷ (⑭-⑮)</b>	<b>102.0%</b>

## 【資金不足比率】

公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模（料金収入の規模）に対する割合で、正の数値が資金不足の割合を示します。資金不足がない場合（負の数値）は、「－」が表示されます。

病院事業会計	水道事業会計	下水道事業会計	簡易水道事業会計	農業集落排水事業会計	清掃工場発電事業会計	中央卸売市場事業会計
－	－	－	－	－	－	－

<経営健全化基準> 20.0%

(単位：千円、比率：%)

会計名	区分	資金不足額			事業規模	資金不足比率
		流動負債等 (又は歳出額等)	流動資産等 (又は歳入額等)	資金不足額		
病院事業会計	法適	2,843,718	8,056,222	△5,212,504	27,523,675	－
水道事業会計	法適	2,231,822	17,417,204	△15,185,382	9,804,338	－
下水道事業会計	法適	4,268,575	8,564,130	△4,295,555	14,638,516	－
簡易水道事業会計	法非適	316,991	320,323	△3,332	83,655	－
農業集落排水事業会計	法非適	324,327	325,935	△1,608	39,887	－
清掃工場発電事業会計	法非適	451,457	702,083	△250,626	526,791	－
中央卸売市場事業会計	法非適	640,091	712,266	△72,175	402,787	－

(注) 算定方法は次のとおり。

$$\text{資金不足比率 (法適用)} = \frac{\text{流動負債等} - \text{流動資産等}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率 (法非適用)} = \frac{\text{歳出額等} - \text{歳入額等}}{\text{事業規模}}$$